## 3. 一般粉じん発生施設

(亚成95年3月31日租左)

						(平成25年3月31日現在)		
種類	1	2	3	4	5			
+ 10-+1-6	コークス大戸	鉱物又は 土石の 堆積場	ベルトコンベア 及び バケットコンベア	破砕機 及び 摩砕機	ふるい	合 計	工 場 事業場数	
市町村名	2 (2)	67 (67)	233 (233)	23 (23)	2 (2)	327 (327)	83 (83)	
堺市	2 (2)	11 (11)	154 (154)	30 (30)	13 (13)	208 (208)	24 (24)	
岸和田市		8 (8)	47 (47)	4 (4)	5 (5)	64 (64)	17 (17)	
豊中市		0 (0)	10 (10)	<b>T</b> ( <b>T</b> )	3 (3)	10 (10)	4 (4)	
池田市			1 (1)			1 (1)	1 (1)	
吹田市		1 (1)	3 (3)			4 (4)	3 (3)	
泉大津市		10 (10)	35 (35)	7 (7)	2 (2)	54 (54)	11 (11)	
高槻市		5 (5)	56 (56)	24 (24)	22 (22)	107 (107)	12 (12)	
貝塚市		11 (11)	4 (4)	2 (2)	3 (3)	20 (20)	10 (10)	
守口市		11 (11)	5	~ (~)	0 (0)	5	1	
枚方市		2 (2)	70 (70)	14 (14)	9 (9)	95 (95)	7 (7)	
茨木市		1 (1)	63 (63)	17 (17)	8 (8)	89 (89)	13 (13)	
八尾市		1 (1)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	9 (9)	3 (3)	
泉佐野市		1 (1)	7	~ (~)		7	3	
富田林市		1 (1)	1 (1)			2 (2)	1 (1)	
寝屋川市		3 (3)	25 (25)	1 (1)	2 (2)	31 (31)	7 (7)	
河内長野市		1 (1)	9 (9)	2 (2)	~ (~)	12 (12)	3 (3)	
松原市		1 (1)	9 (9)	~ (~)		9 (9)	2 (2)	
大東市		3	8			11	3	
和泉市		3	18	5	3	29	7	
箕面市		6 (6)	43 (43)	10 (10)	9 (9)	68 (68)	5 (5)	
柏原市		0 (0)	10 (10)	10 (10)	0 (0)	0	0	
羽曳野市			22	4	5	31	4	
門真市		2	8	1	-	11	4	
摂津市		1	7	_		8	6	
高石市		2	21			23	4	
藤井寺市						0	0	
東大阪市			7 (7)			7 (7)	3 (3)	
泉南市			7	2	2	11	1	
四條畷			2			2	1	
交野市			2			2	1	
大阪狭山市						0 (0)	0 (0)	
阪南市				1 (1)		1 (1)	1 (1)	
島本町						0	0	
豊能町						0 (0)	0 (0)	
能勢町			2 (2)	1 (1)		3 (3)	2 (2)	
忠岡町						0 (0)	0 (0)	
熊取町			8	1		9	1	
田尻町		2				2	2	
岬町						0	0	
太子町			5 (5)			5 (5)	1 (1)	
河南町			4 (4)			4 (4)	1 (1)	
千早赤阪村						0 (0)	0 (0)	
合 計	2 (2)	141 (128)	902 (787)	151 (138)	85 (75)	1281 (1130)	252 (214)	

- (注) 1. ( ) 内は平成24年度末時点で当該事務の権限を有する市町村\*で内数である。
  - \* 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、八尾市、池田市、泉大津市、高槻市、寝屋川市、枚方市、炭木市、富田林市、河内長野市、箕面市、東大阪市、岸和田市、貝塚市、松原市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千旱赤阪村
    2.ガス事業法に係るものを含む。

## 4. 特定粉じん発生施設

(平成25年3月31日現在)

1	2	3	4	5	6	7	8	9		
解綿用機械	混合機	紡織用 機械	切断機	研摩機	切削用 機械	破砕機 及び 摩砕機	プレス (剪断加 工用に 限る)	穿孔機	合 計	工 場事業場数
0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	機械	機械 機械	1 2 3 新織用 機械	1 2 3 4 解綿用機械 混合機 紡織用機械 切断機	1 2 3 4 5 所線用 機械 混合機 紡織用 機械 切断機 研摩機	1 2 3 4 5 6 解綿用機械 混合機 紡織用機械 切断機 研摩機 切削用機械	1 2 3 4 5 6 7 ( 解綿用 機械 切断機 研摩機 切削用 破砕機 及び 摩砕機	解綿用機械     混合機     紡織用機械     切断機     研摩機     切削用機械     破砕機及び摩砕機       機械     機械     保護     場所加工用に限る)	解綿用機械     混合機     紡織用機械     切断機     研摩機     切削用機械     破砕機 及び摩砕機     変孔機	解綿用機械     混合機     紡織用機械     切断機     研摩機     切削用機械     破砕機及び摩砕機     (剪断加工用に限る)

(注) ( )内は平成24年度末時点で当該事務の権限を有する市町村\*で内数である。

\* 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、八尾市、池田市、 泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、 富田林市、河内長野市、箕面市、東大阪市、岸和田市、貝塚市、松原市、大阪狭山市、阪南市、 豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村